

第6回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議

日 時：平成30年5月21日（月）
午後6時30分～8時30分
場 所：鹿児島地域振興局本庁舎
5階大会議室

会 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 報告事項

- ア 専門部会結果報告（慢性期及び在宅医療専門部会）
- イ 平成29年度病床機能報告制度集計結果（速報値）について
- ウ 平成30年度病床機能報告の見直しについて

(2) 協議事項

- ア 今後の調整会議の進め方について
 - (ア) 平成30年2月7日付け厚生労働省通知「地域医療構想の進め方について」について（事務局から説明）
 - (イ) 今後の進め方について（協議）
- イ その他

4 閉 会

第6回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議出席者名簿

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	鹿 児 島 市 医 師 会	会 長	猪 鹿 倉 忠 彦	
2	いちき串木野市医師会	会 長	丸 田 修 士	
3	日 置 市 医 師 会	会 長	馬 場 順 道	欠席
4	鹿 児 島 市 歯 科 医 師 会	会 長	下 田 平 幸 一	
5	鹿 児 島 市 薬 剤 師 会	会 長	谷 口 欣 平	
6	鹿 児 島 県 看 護 協 会	鹿 児 島 地 区 理 事	山 本 む つ み	
7	鹿 児 島 市 立 病 院	院 長	坪 内 博 仁	
8	鹿 児 島 市 医 師 会 病 院	院 長	園 田 健	
9	鹿 児 島 大 学 病 院	院 長	夏 越 祥 次	
10	鹿 児 島 市 医 師 会 (健 三 郎 クリニック 薬 師)	副 会 長 (院 長)	池 田 耕 治	欠席
11	鹿 児 島 市 医 師 会 (増 田 整 形 外 科 病 院)	副 会 長	新 名 清 成	
12	鹿 児 島 市 医 師 会 (玉 水 会 病 院)	理 事	長 友 医 継	
13	鹿 児 島 市 医 師 会 (上 ノ 町 ・ 加 治 屋 クリニック)	理 事 長	上 ノ 町 仁	
14	鹿 児 島 市 医 師 会 (成 人 病 院)	理 事	熊 谷 輝 雄	
15	鹿 児 島 市 医 師 会 (米 盛 病 院)	理 事 長 (院 長)	米 盛 公 治	
16	いちき串木野市医師会 (花 牟 禮 病 院)	副 会 長 (院 長)	花 牟 禮 康 生	欠席
17	いちき串木野市医師会立 脳 神 経 外 科 セ ン タ ー	院 長	下 鶴 哲 郎	
18	日 置 市 医 師 会 (じ ん ご あ ん 整 形 外 科 内 科 クリニック)	理 事 長 (院 長)	永 山 徳 太 郎	
19	日 置 市 医 師 会 (伊 作 田 診 療 所)	理 事 長 (副 院 長)	小 濱 木 の 実	
20	NPO法人介護支援専門員協 会 鹿 児 島	会 長	新 地 一 浩	
21	日置地区老人福祉施設協議会	会 長	桑 水 流 久 子	
22	鹿 児 島 市	すこやか長寿部長	椎 木 明 彦	
23	日 置 市	健康保険課課長補佐 兼 健 や か 母 子 係 長	宮 前 美 紀	
24	い ち き 串 木 野 市	健 康 増 進 課 長	若 松 友 子	
25	三 島 村	副 村 長	岩 切 平 治	
26	十 島 村	住 民 課 長	竹 内 照 二	欠席
27	鹿 児 島 市 保 健 所	所 長	土 井 由 利 子	
28	伊 集 院 保 健 所	所 長	宇 田 英 典	

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 鹿児島保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は，委員30人以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから鹿児島地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。
- 4 委員は，再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

- 2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は，議長がこれを招集する。
- 3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」

と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成28年12月12日から実施する。

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議専門部会運営要領

(目的)

第1条 鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）設置要綱第7条の規定に基づき、鹿児島保健医療圏地域医療構想専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 専門部会は、次の事項について検討する。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) その他の地域医療構想の推進に関する事項

(組織)

第3条 専門部会は、病床機能別に次の3つとする。

- (1) 高度急性期及び急性期専門部会
 - (2) 回復期専門部会
 - (3) 慢性期及び在宅医療専門部会
- 2 各専門部会は、部会員10人以内で組織する。
- 3 部会員は、調整会議委員の中から調整会議議長が指名する。
- 4 必要に応じ、調整会議議長が必要と認めた者の出席を認めることができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 各専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会は、調整会議議長がこれを招集する。

- 2 部会長は、専門部会の開催後、その結果を調整会議に報告するものとする。

(報償費及び旅費)

第6条 部会員（代理出席者を含む。）には、「報償費」及び「普通旅費」を支給しない。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が専門部会に諮って定める。

附則

この要領は、平成29年6月19日から施行する。

「鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議」専門部会員一覧

	所 属	職 名	氏 名	高度急性期・急性期	回復期	慢性期・在宅医療
1	鹿児島市医師会	会長	猪鹿倉 忠彦			○
2	いちき串木野市医師会	会長	丸田 修士			○
3	日置市医師会	会長	馬場 順道	○		
4	鹿児島市歯科医師会	会長	下田 平幸一		○	
5	鹿児島市薬剤師会	会長	谷口 欣平			○
6	鹿児島県看護協会	鹿児島地区理事	山本 むつみ	○		
7	鹿児島市立病院	院長	坪内 博仁	○		
8	鹿児島市医師会病院	院長	園田 健	○		
9	鹿児島大学病院	院長	夏越 祥次	○		
10	鹿児島市医師会 (健三郎クリニック薬師)	副会長 (院長)	池田 耕治		○	
11	鹿児島市医師会 (増田整形外科病院)	副会長	新名 清成			○
12	鹿児島市医師会 (玉水会病院)	理事	長友 医継			○
13	鹿児島市医師会 (上ノ町・加治屋クリニック)	理事 (理事長)	上ノ町 仁		○	
14	鹿児島市医師会 (鹿児島通信病院)	理事	熊谷 輝雄	○		
15	鹿児島市医師会 (米盛病院)	理事 (院長)	米盛 公治	○		
16	いちき串木野市医師会 (花牟禮病院)	副会長 (院長)	花牟禮 康生	○		
17	いちき串木野市医師会立 脳神経外科センター	院長	下鶴 哲郎		○	
18	日置市医師会 (じんごあん整形外科内科クリニック)	理事 (院長)	永山 徳太郎			○
19	日置市医師会 (伊作田診療所)	理事 (副院長)	小濱 木の実		○	
20	NPO法人介護支援専門員協 会 鹿児島	会長	新地 一浩			○
21	日置地区老人福祉施設協議会	会長	桑水流 久子		○	
22	鹿児島市	すこやか長寿部長	椎木 明彦			○
23	日置市	健康保険課長補佐兼 すこやか母子係長	宮前 美紀			○
24	いちき串木野市	健康増進課長	若松 友子		○	
25	三島村	副村長	岩切 平治		○	
26	十島村	住民課長	竹内 照二			○
27	鹿児島市保健所	所長	土井 由利子	○		
28	伊集院保健所	所長	宇田 英典	○		
総 計				10人	8人	10人

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

(平成30年5月21日現在)

開催日時・場所	会議名	協議内容等
平成28年3月15日(水) 18:30~20:30 鹿児島地域振興局本庁舎	第1回調整会議	(1)地域医療構想調整会議の進め方について (2)平成29年度地域医療構想調整会議スケジュール(案)について (3)平成29年度病床機能報告について
平成29年6月19日(月) 18:30~20:30 鹿児島地域振興局本庁舎	第2回調整会議 (平成29年度第1回)	(1)平成28年度病床機能報告制度集計結果(速報値)について (2)専門部会の設置について
平成29年8月21日(月) 18:30~20:30 鹿児島市医師会館	第1回高度急性期 及び急性期専門部 会	(1)地域医療構想の達成に向けた主な論点について (2)今後の具体的な協議の進め方について (3)次回の専門部会の開催について
平成29年10月11日(水) 18:30~20:30 鹿児島市医師会館	第1回回復期専門 部会	(1)地域医療構想の達成に向けた主な論点について (2)今後の具体的な協議の進め方について (3)「病院等の開設等の許可申請」があった場合に、調整会議 への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について (4)次回の専門部会の開催について
平成29年10月23日(月) 18:30~20:30 鹿児島市医師会館	第2回高度急性期 及び急性期専門部 会	(1)地域医療構想の達成に向けた主な論点(案)とロードマッ プ(案)について (2)「病院等の開設等の許可申請」があった場合に、調整会議 への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について (3)次回の専門部会の開催について
平成29年12月13日(水) 18:30~20:30 鹿児島地域振興局本庁舎	第3回調整会議 (平成29年度第2回)	(1)「病院等の開設等の許可申請」があった場合に、調整会議 への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について (2)「地域医療介護総合確保基金事業」の申請予定がある医療 機関からの説明及び調整会議としての意見とりまとめ (3)「公的医療機関等2025プラン」の医療機関からの概要説 明及び質疑(5病院)
平成29年12月18日(月) 18:30~20:20 鹿児島地域振興局本庁舎	第4回調整会議 (平成29年度第3回)	(1)「地域医療介護総合確保基金事業」の申請予定がある医療 機関からの説明及び調整会議としての意見とりまとめ (2)「公的医療機関等2025プラン」の医療機関からの概要説 明及び質疑(4病院) (3)「病院等の開設等の許可申請」予定がある医療機関からの 理由説明及び質疑
平成30年1月11日(木) 18:30~20:05 鹿児島地域振興局本庁舎	第5回調整会議 (平成29年度第4回)	(1)「病院等の開設等の許可申請」があった場合に、調整会議 への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について (2)「第7次医療計画」及び「第7期介護保険事業(支援)計画」 における在宅医療等の見込み量等の整合性について (3)各専門部会の開催結果報告 (4)今後の調整会議の進め方について 等
平成30年1月17日(水) 18:30~20:00 鹿児島市医師会館	第1回慢性期及び 在宅医療専門部会	(1)地域医療構想の達成に向けた主な論点について (2)今後の具体的な協議の進め方について (3)次回の専門部会の開催について
平成30年5月21日(月) 18:30~20:30 鹿児島地域振興局本庁舎	第6回調整会議 (平成30年度第1回)	(1)専門部会の開催結果報告 (2)平成29年度病床機能報告制度集計結果(速報値)について (3)今後の調整会議の進め方について

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議及び 専門部会におけるこまれまでの主な協議内容

1	<p>「地域医療介護総合確保基金事業補助金」(病床の機能分化・連携支援事業)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請予定医療機関からの説明・質疑, 調整会議としての意見とりまとめ (H29: 2医療機関の質疑実施—いずれも基金活用可と判断)
2	<p>「病院の開設等の許可申請」と地域の医療提供体制との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療提供体制に影響を与える申請内容について医療機関からの理由説明・質疑 (H29: 理由説明を求める医療機関の基準設定, 2医療機関の質疑実施)
3	<p>「第7次医療計画」と「第7期介護保険事業(支援)計画」との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療等の見込み量等に係る整合性の確認 (H29: 県担当課からの説明・質疑実施)
4	<p>「公的医療機関等2025プラン」, 「新公立病院改革プラン」と地域の医療提供体制との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定対象医療機関からのプランの概要説明・質疑 (H29: 9医療機関の質疑実施)
5	<p>専門部会における今後の論点の整理</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能別の病床数の実態把握 ・公的医療機関と民間医療機関の役割分担 (政策医療, 診療科)

病院の開設等の許可申請があった場合の対応について

地域の医療提供体制に影響を与える申請内容※については、医療機関に対し、調整会議への出席と理由説明を求める。

※地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1) 「特定機能病院」及び「地域医療支援病院」の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (2) 「政策医療を担う医療機関」^{注2)}の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (3) 「公立病院」, 「公的医療機関等」^{注3)}及び「200床以上の病床を有する医療機関」の移転もしくは増床^{注1)}に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届
- (5) その他、調整会議議長が必要と認めるもの

注1) 1割以上の増床に限る。

注2) 国又は県が二次医療圏単位以上を対象とした政策医療（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）とする。）の拠点として指定している医療機関とする。

注3) 公的医療機関等2025プランの策定対象である医療機関とする。

【鹿児島保健医療圏の（１）～（３）の対象医療機関】

（病床数順）

No.	医療機関名	病床数	(1) 特定機能病院 地域医療支援 病院	(2) 政策医療を担う 医療機関	(3) 公立病院, 公的医療 機関等	(3) 200床以上 の病床を 有する 医療機関
1	鹿児島大学病院	663	特定機能病院	救命救急センター 地域災害拠点病院 地域周産期母子医療センター	○	○
2	鹿児島市立病院	574		救命救急センター 基幹災害拠点病院 総合周産期母子医療センター 小児救急医療拠点病院	○	○
3	今給黎総合病院	450	地域医療支援 病院	へき地医療拠点病院 地域周産期母子医療センター	○	○
4	鹿児島医療センター	370	地域医療支援 病院		○	○
5	南風病院	338	地域医療支援 病院	へき地医療拠点病院	○	○
6	今村総合病院	336				○
7	米盛病院	313		地域災害拠点病院		○
8	鹿児島徳洲会病院	310				○
9	鹿児島生協病院	306				○
10	大勝病院	260				○
11	鹿児島市医師会病院	255	地域医療支援 病院	地域災害拠点病院	○	○
12	中央病院	219				○
13	田上記念病院	210				○
14	鹿児島厚生連病院	184			○	
15	鹿児島赤十字病院	120		へき地医療拠点病院 地域災害拠点病院	○	
16	相良病院	80		へき地医療拠点病院		
17	済生会鹿児島病院	70			○	

（平成30年1月4日現在）

医療法第7条第5項等に関する許可申請等について

鹿児島地域振興局保健福祉環境部

1 医療法第7条第5項関係

区 分	申請様式	根拠条文	総病床数の変更	事前協議
病院の開設の許可	病院開設許可申請書	法7条1項	有	要
病院の病床数の増加の許可	病院等開設許可事項一部変更許可申請書	法7条2項	有	要
病院の病床の種別の変更の許可 (種別ごとで増床がある場合)	病院等開設許可事項一部変更許可申請書	法7条2項	無	不要
診療所の病床の設置の許可	診療所病床設置許可申請書	法7条3項	有	要
診療所の病床数の増加の許可	診療所病床設置許可事項一部変更許可申請書	法7条3項	有	要
診療所の病床の種別の変更の許可 (種別ごとで増床がある場合)	診療所病床設置許可事項一部変更許可申請書	法7条3項	無	不要

2 申請・届出先

所属名 (担当係)	住所	電話番号	所管区域
		FAX 番号	
鹿児島市保健所 (医務薬務係)	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号	099-803-6881	鹿児島市
		099-803-7026	
鹿児島地域振興局保健福祉環境部 (地域保健福祉課指導監査介護係)	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
		099-272-6270	

医療法第7条第5項

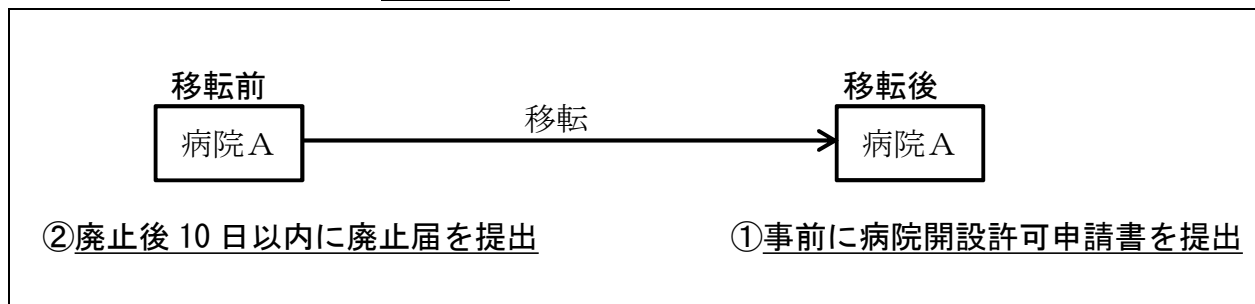
都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

<病院を移転する場合>

病院が移転する場合は、開設者や病院名が変更にならなくとも、移転前の病院の廃止と移転後の病院の新規開設の手続きが必要。

※廃止手続きより先に、新規開設の手続きを行う。

※県保健医療福祉課との事前協議を行う。

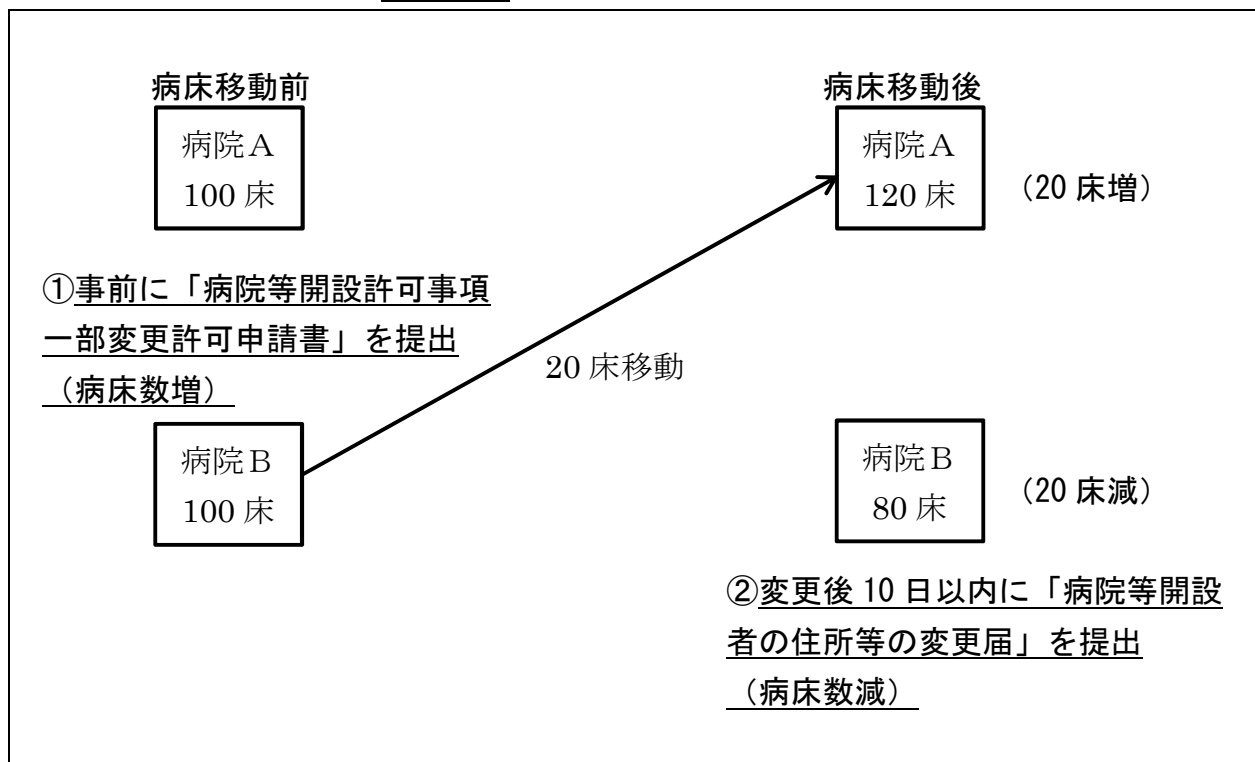


<病院の病床数を増加する場合>

同一医療圏内での同一法人内での病床を移動する場合は、各病院の病床数の変更の手続きが必要。

※病床数減の手続きより先に、病床数増の手続きを行う。

※県保健医療福祉課との事前協議を行う。



平成29年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金
(病床の機能分化・連携支援事業) について

1 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

2 補助対象

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：一般病棟入院基本料の7対1又は10対1を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料の20対1又は25対1を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費	1 施設整備	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額
1 施設整備 新築, 増改築, 改修に要する工事費又は工事請負費	(1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円	1 基準額
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	(2) 改修 1床当たり 3,214千円	2 対象経費の実支出額
	2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(2) 集中治療室又はハイケアユニットを新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
集中治療室又はハイケアユニットを新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために要する次の経費	1 施設整備	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額
1 施設整備 新築, 増改築, 改修に要する工事費又は工事請負費	(1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円	1 基準額
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	(2) 改修 1床当たり 3,214千円	2 対象経費の実支出額
	2 設備整備 60,000千円	3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

3 平成29年度当初予算

379,287千円（財源：地域医療介護総合確保基金）